

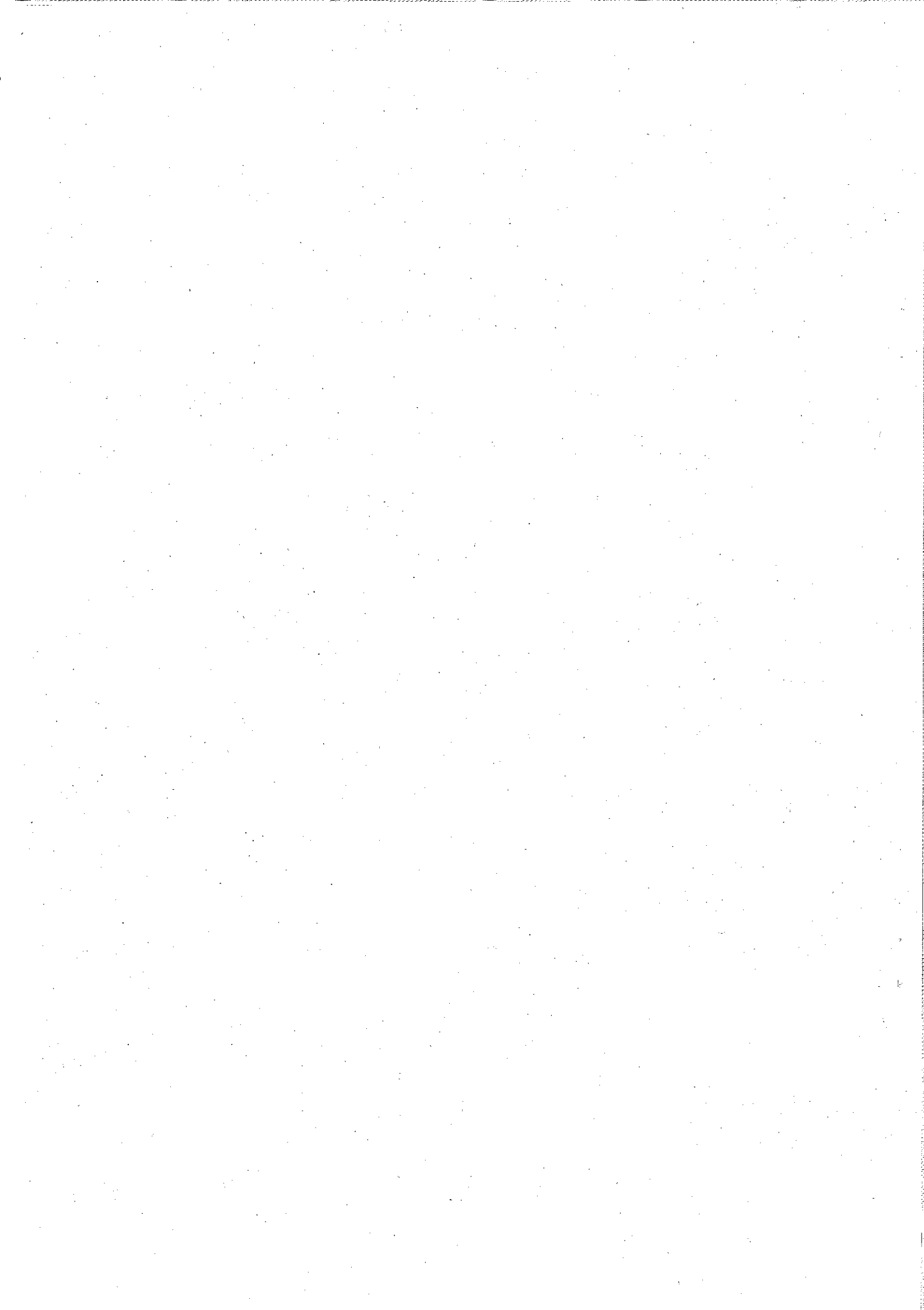
議案第18号

日野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

日野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月2日提出

日野町長 景山 享弘



日野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地域再生法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 49 号）の施行等に伴い、地域再生法第 5 条に基づき、鳥取県及び県内全市町村が県全域を対象とした地域再生計画が平成 27 年 10 月 2 日に認定されたことから、固定資産税の不均一課税を行うため条例の整備を行うもの。

2 制定内容

(1) 固定資産税の不均一課税を行うため条例の制定を行う。

【対象事業】 本社機能を有する特定業務施設（※ア）を、新設又は増設した認定事業者（※イ）

①移転型 東京 23 区にある本社機能を移転

②拡充型 地方にある本社機能の拡充

※ア 特定業務施設 事務所、研究所、研修所等（生産、販売等の部門や営業所は含まない。）、実際に本社機能を有する施設。

※イ 平成 27 年 10 月 8 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に鳥取県から認定を受けた事業者。

【対象資産】 認定を受けた日の翌日以後 2 年を経過する日の間に、新設又は増設した家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地。

取得価格が、新增設した家屋及び機械装置の合計額が 3,800 万円以上のものが対象。

【税率、減収補填】 100 分の 0.15（現行税率 100 分の 1.5 の 10 分の 1）とし対象期間は 3 年間とする。減収額は地方交付税により補填。

3 附則

公布の日から施行。

日野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の不均一課税)

第2条 第1条に規定する平成27年10月8日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（平成27年10月8日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建築の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度分に限り、日野町税条例（昭和45年日野町条例第24号）第62条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。

(不均一課税の申請)

第3条 前条の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に町長が必要と認める書類を添付して、初年度の初日の属する年の1月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 不均一課税の適用を受けようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称
- (2) 不均一課税の適用を受けようとする年度
- (3) 新設し、又は増設した特別償却設備の概要
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の届出があつた場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(不均一課税の措置)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、不均一課税の処分を決定し、その旨を固定資産税に不均一課税の適用を受けようとする者に通知しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

